

保育料の減免について

保育料の納付につきましては、日頃よりご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

保育料は、前年の所得税課税額等により決定されますが、下記に該当する場合、減免になる場合があります。

- 1 火災・地震・風水害等により、居住家屋等が著しい損害を受けたとき
- 2 倒産・失業等により、世帯の収入が著しく減少したとき
- 3 父母等の傷病等により、世帯の支出が著しく増加したとき
- 4 入所児童の傷病または父母等の傷病・出産により、通所することができないとき
- 5 婚姻によらないで母となったとき

○申請期限は各年度末（3月末）までになっています。

※前年度分について、遡って申請することはできません。

○減免申請書は各区保健福祉センターこども家庭課にあります。

○申請理由により、用意していただく書類が異なります。

詳しくは下記までお問い合わせください。



【申請受付・お問い合わせ先】

中央保健福祉センター	こども家庭課	221-2172
花見川保健福祉センター	こども家庭課	275-6421
稲毛保健福祉センター	こども家庭課	284-6137
若葉保健福祉センター	こども家庭課	233-8150
緑保健福祉センター	こども家庭課	292-8137
美浜保健福祉センター	こども家庭課	270-3150